

14 管理捕獲従事者におけるライフル銃所持許可の特例の適用

提出先 警察庁、農林水産省

【提案項目】

ライフル銃の所持許可要件について、野生動物保護管理や鳥獣被害対策に従事する若い捕獲技術者を育成し、対策を効果的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 猟銃の所持経験が10年未満の者に係るライフル銃の所持許可の特例の準用
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に則って行われる管理捕獲事業に従事する者のライフル銃所持について、鳥獣被害対策実施隊員におけるライフル銃の所持許可の特例に準じ、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃の所持許可を受けられるようにすること。
- 2 管理捕獲事業に専従する派遣労働者に係るライフル銃の所持許可の特例の準用
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に則って行われる管理捕獲事業に専従する派遣労働者が、同事業に必要なライフル銃を使用するに当たっても、鳥獣被害対策実施隊員におけるライフル銃の所持許可の特例に準じ、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を使用することができるようにすること。

【提案理由等】

神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減のための管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。

特に、平成24年度から、シカの管理捕獲に専門的に従事する派遣職員をワイルドライフレンジャーとして配置し、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。

高標高域の山稜部等における捕獲では、場所や捕獲手法によって射程が長く弾速が早いライフル銃が適する場合があるが、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の規定によりライフル銃を所持できる者が10年以上猟銃を所持している者に限定されているため、現在、ワイルドライフレンジャーをはじめとする管理捕獲従事者は、使用する銃について大きな制約を受けている。

また、捕獲従事者が年々減少し、高齢化する中で、年齢が若く、高い捕獲技術を有する従事者の育成が急務となっているが、猟銃を所持してから10年が経過しないとライフル銃を所持できないという現状は、こうした若い捕獲技術者の育成と活躍において大きな障害となっている。

- 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）における、鳥獣被害対策実施隊員のライフル銃所持許可の特例に準じて、県知事により認定された管理捕獲従事者は、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃が使用できるようにする必要がある。
- 2 銃刀法第5条の2第4項における「捕獲を職業とする者」を、捕獲によって生計を立てて

いる者として解釈されているため、シカの管理捕獲に専従する派遣職員であるワイルドライフレンジャーが適用除外とされているが、専従的職員による公共目的の管理捕獲の実施が妨げられることがないよう、鳥獣被害防止特措法における鳥獣被害対策実施隊員のライフル銃所持許可の特例に準じて、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃が使用できるようにする必要がある。